

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続

税理士

50
vol.35

相続税は、亡くなった人が保有していた経済的価値のあるすべての資産を対象とし、その総額のうち、相続税の非課税枠である基礎控除を超えた部分に課税される。相続税がかかるかどうか、かかるとすればいくらくらいなのかを知るためには、相続財産の評価額を計算する必要があるが、計算方法は財産の種類によって異なっている。

金融商品の評価額は種類ごとに計算する

相続税の基礎控除は「法定相続人の数×600万円+3000万円」。相続人が3人なら4800万円となる。亡くなった人(被相続人)の遺した財産の総額がこれを超えていたら相続人に相続税の負担が生じる。では財産の額はどのように計算するのだろうか。

現金や預金などは相続発生日(亡くなった日)の残高が評価額となる。投資信託や公社債は、相続発生日に解約請求等で支払いを受けることができる価額、外貨預金は相続発生日の外国為替レートでの売却価格で評価額を求める。

上場株式は銘柄ごとに、相続発生日の終値、相続発生日を含む月の終値の平均額、相続発生の前月の終値の平均額、相続発生の前々月の終値の平均額のうち最も低い株価を選択でき、それに株数を掛けものが評価額となる。

土地の評価額は計算が複雑

不動産は、家屋と土地に分けて評価額を計算する。家屋の評価額には固定資産税評価額が用いられる。土地の評価額の求め方は2つある。市街地は路線価方式、土地が面する道路に付けられた路線価にその土地の面積を掛ける。路線価が決まられていない土地は、固定資産税評価額に評価倍率を掛ける倍率方式で計算する。路線価や評価倍率は国税庁のホームページで確認できる。

ただし、土地の形状や道路との接し方などによって評価額に加算・減算がある。また、人貸建物がある土地は、一定の計算式に基づい

て評価額が減額される。被相続人が住んでいた土地を配偶者や同居していた親族が相続して住み続ける場合、土地の評価額が8割減額される特例がある。このように、不動産の相続税評価額の計算は複雑なので、相続を専門とする税理士に依頼して計算してもらった方がよい。

評価額の計算方法は見直されることもある

相続財産評価額の計算ルールは変更されることもある。2024年1月から変更になったのが、タワーマンション(タワマン)の評価額の計算方法だ。タワマンの高層階は相続税評価額と実際の取引価格の差が大きいことに目をつけて、タワマンの高層階を購入して過度な節税をするケースが問題視され、取引価格と相続税評価額が一定以上乖離した場合、相続税評価額を取引価格に応じて補正することになった。

現在見直しが進められているのが、非上場株を同族株主が取得する場合の評価額の計算方法だ。計算方法には類似業種比率方式と純資産価額方式、その併用方式の3つがある。

問題となっていたのは類似業種比率方式で、相続直前の新株発行や配当などによって評価額を極端に下げるケースだ。行き過ぎた節税策を封じergためにならなかの見直しが行われると、事業承継で後継者が自社株を引き継ぐ際の税負担が増える可能性があり、今後の動向を注視する必要がある。

見直しの内容にかかわらず、自社株の評価額の計算も難しい。相続専門の税理士に相続税額を試算してもらい、相続対策などについて相談するとよいだろう。

広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL: 03-5259-5430

相続財産評価額の計算は複雑 相続の専門家に任せよう

事業承継は、会社を未来へ託す大切なプロセスです。各分野の専門家が一体となり、税務的な側面や経営の継続性まで見据えた総合的な支援を行っております。



税理士法人エスネットワークス

【本拠】〒100-7023 東京都千代田区丸の内2-7-2 Jタワー 23F
TEL.03-6826-6111 <https://esnet-tax.com/>

【所属】東京税理士会 税理士会 東京支店 北編税理士会 北支店 法人番号 15070号 代表理事 藤村 孝雄